

金融商品の販売に係るお知らせ

●預金に関するお知らせ

金融商品販売法では、お客様保護の観点から「勧誘方針」の公表と「重要事項」の説明を金融機関に義務付けています。

信用金庫の預金に関する「重要事項」は以下の通りです。

信用金庫に預金される際には、預金規定、各説明書のほか事前に重要事項の説明をお受けいただき、内容をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

1. 国内円預金（当座預金、普通預金、貯蓄預金、別段預金、通知預金、納税準備預金、定期預金、定期積金）について
 - 預金保険制度の対象となる預金です。
 - 国内円預金については、預金保険によって、1預金者あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。但し、当座預金や利息のつかない普通預金は「決済用預金」として全額保護されます。
 - 元本1,000万円を超える部分とその利息については、概算払い率に応じて払い戻されることとなります。したがって、金額が一部カットされることがあります。
2. 外貨預金について
 - 預金保険制度の対象外商品です。
 - 外貨預金（先物予約なし）を満期時等に預金元本やその利息を円貨で受け取られる場合は、為替相場の変動により、場合によっては為替差損が生じるリスク（為替変動リスク）があります。
3. 預金以外の金融商品について
 - 債券、投資信託受益証券、保険に関する「重要事項」については、預金と性格・仕組が異なっており、信用金庫により取扱いも違いますので、ご契約いただく際に改めてご説明いたします。

社団法人 全国信用金庫協会

●当金庫の勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の資産運用目的、知識、経験及び財産の状況に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 商品の選択・ご購入はお客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や、迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。
以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」（平成12年法律第101号）に基づく「勧誘方針」です。

（注）当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関して本勧誘方針を準用いたします。

※お問い合わせ窓口

支店長もしくは本店営業推進部

 0120-20-0707